

暮らしと
お金生前贈与ってナニ? 〈後編〉
「暦年課税」など制度の
利点、注意点を学ぼう。

生 前贈与とは、個人の資産を自己の意志で、引き継いでもらいたい人に生前に譲り渡すこと。それをういた相続対策について、神戸相続サポートセンター代表・原 崇浩さんにかがいました。

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の二つがあります。

まず「暦年課税制度」とは、財産をもらう人を1年ごとに精算する方法です。その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与により得た財産(複数の人から贈与を受けた場合はその合計)を対象にして、翌年2月1日から3月15日までに申告納付します。贈与税は、贈与を受ける人ごとに110万円の基礎控除があるため、110万円までの贈与額なら、贈与税はかかりません。ただし原さんは、「注意が必要」として次の点をあげています。

「贈与税のかからない110万円を、例えば10年間毎年同じ日に贈与した場合、『1,100万円の贈与契約を最初の年に取り決め、10年間で分割払いしているだけ』とみなされて、一括して贈与税をかけら

れることがあります(連年贈与)」。

そのような状況を回避するには、「贈与の取り決めは毎年行い、年によって贈与する日や金額を変えて、不規則性を持たすことです」と原さんはアドバイスしています。

次に「相続時精算課税制度」は、65歳以上の親から、20歳以上の子どもへの贈与であれば、特別控除として2,500万円までは贈与税がかからないというものです。累計が2,500万円に達するまで、複数年での利用が可能です。ただ、この制度は、1度選択すると「暦年課税制度」に戻したり、両方の制度を利用することはできません。

2,500万円まで相続税がかからないとなれば大変メリットのある制度に思えますが、贈与者が亡くなった時、受贈者はそれまでの贈与額を相続財産にプラスして相続税申告をしなければなりません。

原さんは「生前贈与の目的の一つは相続税の節税。もう一つは、子どもがお金を必要とする時期に援助してあげることです。非課税制度のメリット・デメリットを把握して活用することが重要です。そのためにもしっかりと、ご自分の財産を把握しておく必要があります」と結んでいます。

贈与税の税率

贈与税の計算…贈与税の計算は、まずその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額110万円を差し引く。残りの金額に税率(右表)を乗じて、最後に控除額を差し引くと、贈与税の額が決まる。

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



生前贈与についてお話をうかがいました。

行政書士法人 神戸相続サポートセンター代表
税理士法人 芦田合同会計事務所副所長 原 崇浩さん(はら・たかひろ)
税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー。「今、お客様が望むものは何なのかを常に考え、その実現に向けたお手伝いをさせていただくため全力で取り組んでいます」。相続手続、相続税申告、遺言書作成などの60分無料相談(初回・予約制)のほか各種セミナーを実施。☎0120-953-720 <http://www.kobe-souzoku.com>

今回のテーマ

●次号は、定年後の給料が下がった状況に対し、60歳から65歳未満の人を対象にした「高齢者雇用継続給付」制度について取り上げます。